

※介護WG(27年3月26日)の議論を踏まえ、当日配布版から一部内容を変更しています。

1. 外部評価の実施とそのあり方の検証

外部評価は、「原則1年に1回」の頻度で実施することとされているが、27年度は、レベル認定者を複数輩出している事業所・施設等を対象に重点的に実施する。このように外部評価を継続していく中で、3年以内にその実施方法・体制を検証し、整備を完了させる。

2. アセッサー等要件(講習受講要件)の暫定措置の延長

これまでのレベル認定の進捗状況を踏まえ、アセッサー等の暫定的な要件(レベル認定者以外でも、サービス提供責任者や主任等であれば可とする)については、3年程度延長する。ただし、継続的にレベル認定の進捗をフォローアップし、本措置の撤廃時期は不断に見直す。

3. アセッサー取り消し要件

現在のレベル認定の実施状況を踏まえ、当面、「講習修了後1年以内に評価を開始していない場合に登録を抹消する」との措置の適用は見合わせる。ただし、講習修了から1年以上経過した後に内部評価に取り組む場合には、アセッサーとしての能力を担保するため、一定の条件を付すこととする。

4. 評価項目の見直し

老健事業の成果を踏まえ、認知症に関する評価項目を追加していくことを検討する。なお、追加の時期としては、28年度からを目指す。

また、認知症に関する評価項目の追加とあわせて、現行の評価項目のスクラップ&ビルドや、実施率・有効性等が低いと考えられる評価項目の削減等を検討する。